

# 令和7年度 新潟県大腸がん検診精度管理調査結果

## 1 全体概要

### (1) 調査目的

がん検診の効果を得るためにきわめて重要な精度管理について、適切な実施状況を把握するため、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会胃がん・大腸がん検診部会が行ったもの（注：職域検診や人間ドックは本調査の対象外）

### (2) 調査対象

大腸がん住民検診を行っている県内の全市町村、検診機関（病院、診療所等を含む）

### (3) 調査内容

#### 調査1 検診実施体制に関する調査

- ・「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査（p.2）

各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「大腸がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

#### 調査2 精度管理指標数値（プロセス指標）に関する調査

- ・大腸がん検診プロセス指標に関する調査（令和5年度分）※（p.3～5）

大腸がん検診のプロセス指標のうち5項目（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度）について、市町村毎に調査

※ 指標の確定までに1年以上かかるため、令和5年度分についての調査

## 2 調査結果

### 調査1：「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査

#### (1) 概要

平成20年3月「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」（厚生労働省）において示された、各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「大腸がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

#### (2) 評価基準（下表参照）

チェックリストの非遵守項目が少ない順に段階評価を行い、「C」評価以下の検診機関・市町村には改善を依頼

評価基準	チェックリストの非遵守項目数による評価 ※	
	検診機関（項目数：22）	市町村（項目数：63）
A チェックリストをすべて満たしている	0	0
B チェックリストを一部満たしていない	1～5	1～7
C チェックリストを相当程度満たしていない	6～10	8～14
D チェックリストを大きく逸脱している	11～	15～21
E チェックリストをさらに大きく逸脱している	—	22～28
F チェックリストをきわめて大きく逸脱している	—	29～
Z 調査に対して回答がない	無回答	無回答

※ 検診機関は5段階、市町村は7段階の区分で評価

#### (3) 調査結果

##### ① 検診機関

ア 集団検診：12施設 回答率：100%…評価C以下：なし

検診機関名	評価	検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	上越地域総合健康管理センター	A	町立津南病院	A
新潟県労働衛生医学協会	A	厚生連村上総合病院健診センター	A	湯沢町保健医療センター	A
一般財団法人下越総合健康開発センター	A	厚生連長岡中央総合病院	A	大和地域包括医療センター	B
柏崎市刈羽郡医師会柏崎メジカルセンター	A	山北徳洲会病院	A	厚生連糸魚川総合病院	A

イ 個別検診：375施設 回答率：67.0%

…評価C：11施設、評価D：0施設、無回答：121施設

評価区分	A	B	C	D	Z	計
検診機関数 (構成比)	143 (39.0%)	92 (25.1%)	11 (3.0%)	0 (0.0%)	121 (33.0%)	367 (100.0%)

##### ② 市町村

ア 集団検診：実施市町村 29（評価A：14、B：13、C以下：2）

イ 個別検診：実施市町村 5（評価A：2、B：3、C以下：なし）

市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価	
	集団	個別		集団	個別		集団	個別		集団	個別
村上市	B	-	阿賀町	A	-	出雲崎町	A	-	刈羽村	A	A
関川村	B	-	三条市	B	B	小千谷市	A	-	上越市	B	-
粟島浦村	C	-	燕市	A	-	魚沼市	A	-	妙高市	B	-
新発田市	B	-	加茂市	B	-	南魚沼市	B	-	糸魚川市	B	-
阿賀野市	A	-	田上町	A	-	湯沢町	A	-	佐渡市	C	-
胎内市	B	-	弥彦村	A	-	十日町市	B	-	新潟市	-	B
聖籠町	A	-	長岡市	B	B	津南町	A	-			
五泉市	B	-	見附市	A	-	柏崎市	A	A			

## 調査2：大腸がん検診プロセス指標に関する調査（令和5年度）

### （1）概要

前述の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」における大腸がん検診のプロセス指標のうち5項目について市町村毎に調査を実施

### （2）調査項目と特徴

NO.	調査項目	算出式	数値目標 (国報告書 に記載がある もの)	特徴	
				人口構成や 継続受診者の 比率の影響を 受けるもの	その他
①	受診率	受診者数 ／ 対象者数	—	○	・市町村間比較を行うために、算出式の分母・分子ともに国民健康保険被保険者数で計算
②	要精検率	要精検者数 ／ 受診者数	○	○	・許容値7.0%以下
③	精検受診率	精密検査受診者数 ／ 要精検者数	○	—	・精度評価の最重要指標 ・新潟県の目標値は100%、許容値は70% (70%以下の市町村には改善を依頼)
④	大腸がん 発見率	がんであった者 ／ 受診者数	○	○	・許容値0.13%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出
⑤	陽性反応 適中度	がんであった者 ／ 要精検者数	○	○	・許容値1.9%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出

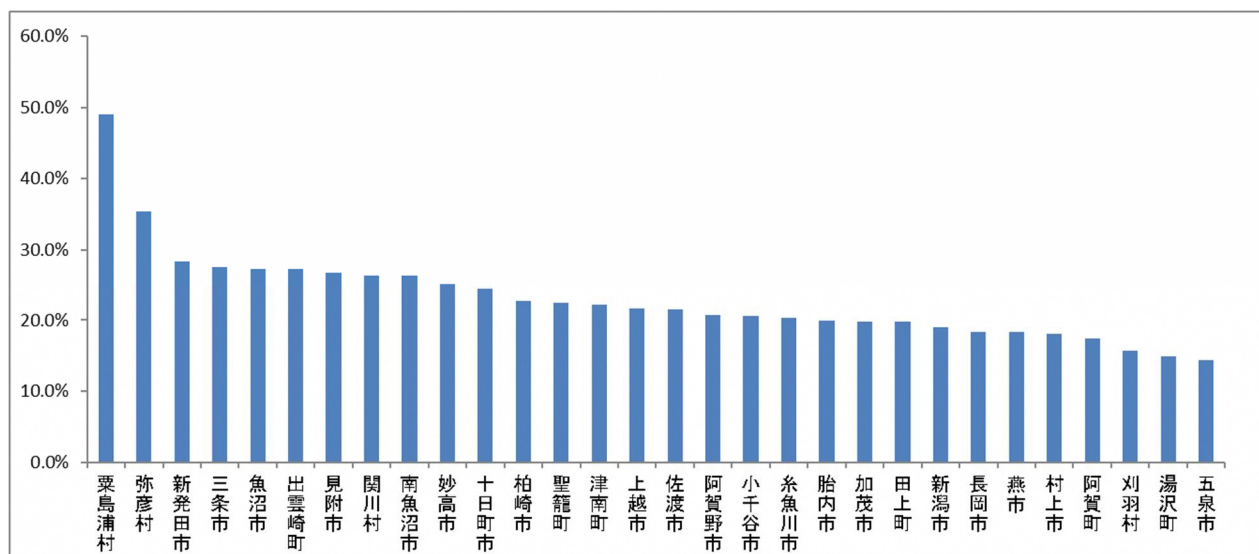
### （3）調査結果

#### ① 受診率

- ・大腸がん検診の対象者のうち、受診した者の割合

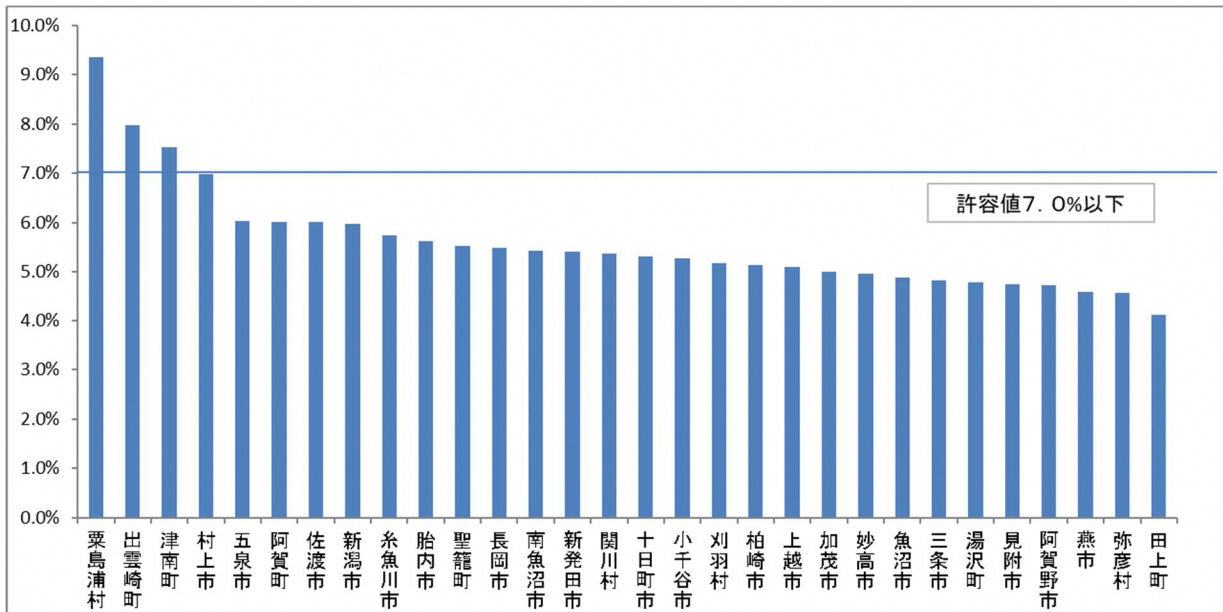
[対象者数計算式]

市町村事業におけるがん検診受診者のうち国民健康保険被保険者÷国民健康保険被保険者  
 (「がん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書 (H28.9・厚生労働省)」における  
 計算式 (市町村間で比較可能ながん検診受診率 (第1指標))



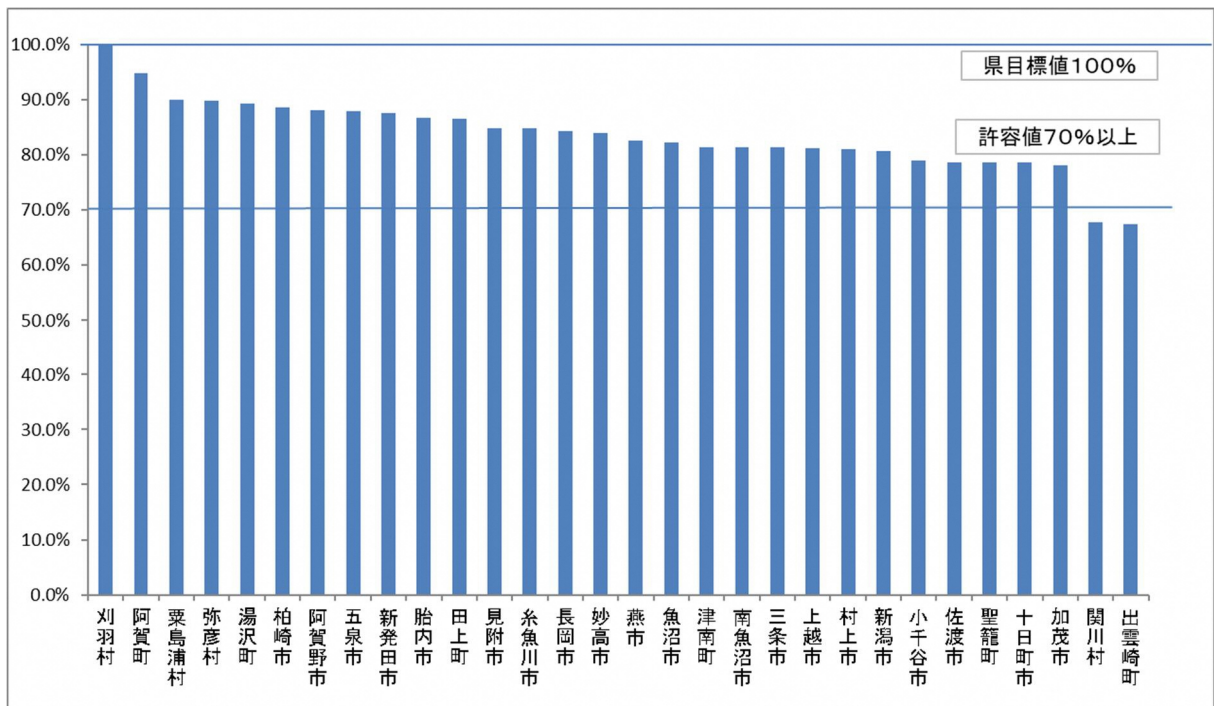
## ② 要精検率

- ・受診者のうち精密検査が必要とされた者の割合
- ・0 よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は 7.0%以下（受診者 100 人中要精検が 7 人以下）



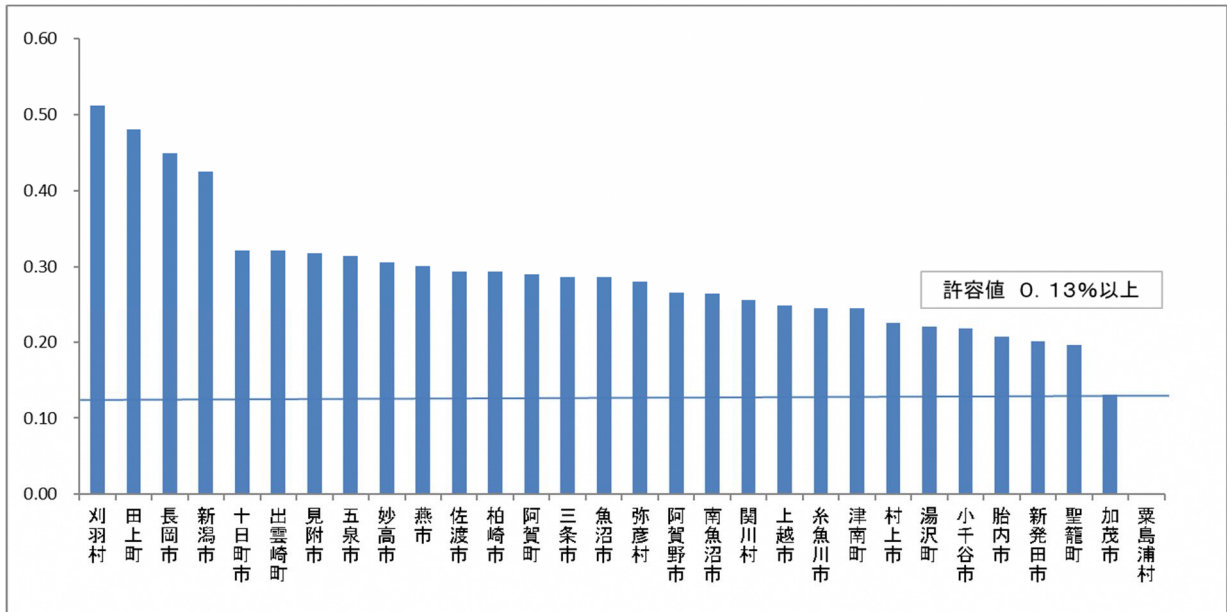
## ③ 精検受診率

- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に精密検査を受けた者の割合
- ・がん検診の精度評価の最重要指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい。
- ・新潟県では目標値 100%（国は 90%）、許容値 70%以上としている。



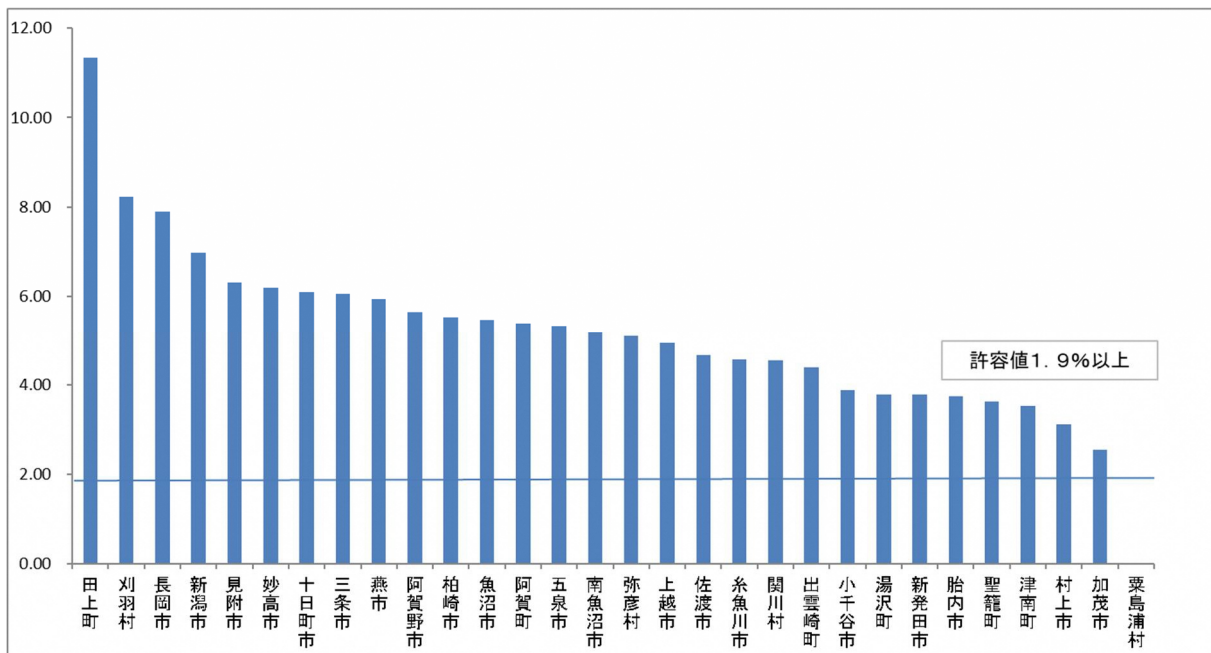
#### ④ 大腸がん発見率

- ・受診者のうち大腸がんが発見された者の割合。ある程度高い方が望ましい。
- ・許容値は0.13%（受診者1万人で13例の大腸がん発見）以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもある。



#### ⑤ 陽性反応適中度

- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に大腸がんがあった者の割合。ある一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は1.9%以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもある。



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
検診機関:大腸がん検診精度管理調査(集団)	新潟県保健衛生セン	新潟県労働衛生医学協	健康開発センター	柏崎市刈羽センター	七尾地域総合健康管理	厚生連村上総合病院健	院厚生連長岡中央総合病	山北徳新会病院	町立津南病院	タニシ町保健医療セン	大和地域包括医療セン	厚生連永魚川総合病院	計(集団)県内検診機関
★検診機関ごとに体制が異なるため、必ず検診機関が回答する項目(その他項目:自治体・医師会等が指定した回答があればそれに従う)	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	
1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)													
(1)便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であることを説明しましたか)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(2)精密検査の方法について説明しましたか(検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(3)精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(4)検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つげられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(5)検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(6)大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2. 検査の精度管理													
(1)検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(2)便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書に全て明記しましたか※※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです。(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していただければよい)貴施設(もしくは医師会等)が仕様書にキット名、測定方法、カットオフ値の全てを明記した場合に「はい」と回答してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(3)大腸がん検診マニュアル(2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会発行)に記載された方法に準拠して行いましたか※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定があります。検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に務める必要があります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3. 検体の取り扱い													
(1)採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(2)採便後即日(2日目)回収を原則としましたか(離島や遠隔地は例外とします)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(3)採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(4)★受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか※すぐ検査する場合は「はい」と回答してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(5)検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか※すぐ検査する場合は「はい」と回答してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(6)検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(7)★検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
4. システムとしての精度管理													
(1)★受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内※にされましたか※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に運くとも2週間以内に通知していただければ「はい」です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	11
(2)がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。もしくは外注先が全て報告したことを確認しましたか※地域保健・健康増進事業報告(注1)に必要な情報を指します。 注1 地域保健・健康増進事業報告: 全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。この報告書では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(3)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(4)★自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※ ※貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(5)★プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(6)★都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考に改善に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
遵守されていない項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
R7評価結果	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	
R6評価結果	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
R6順守されていない項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
遵守されていない項目数の差:R7-R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	

検診機関:大腸がん検診精度管理調査(個別)	実施割合 (○の割合)	計(個別)県内検診機関
★:検診機関ごとに体制が異なるため、必ず検診機関が回答する項目(その他項目:自治体・医師会等が指定した回答があればそれに従う)		367
1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)		
(1)便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検査の再検は不適切であることを説明しましたが)	66%	241
(2)精密検査の方法について説明しましたか(検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること)	65%	237
(3)精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています)	61%	223
(4)検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	63%	230
(5)検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	64%	234
(6)大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	58%	213
2. 検査の精度管理		
(1)検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	67%	246
(2)便潜血検査キットのキット名、測定方法(的手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書に全て明記しましたか※ ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです。(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していただければよい)貴施設(もしくは医師会等)が仕様書にキット名、測定方法、カットオフ値の全てを明記した場合に「はい」と回答してください。	63%	233
(3)大腸がん検診マニュアル(2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会発行)に記載された方法に準拠して行いましたか ※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定があります。検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に務める必要があります。	67%	246
3. 検体の取り扱い		
(1)採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しましたか	66%	242
(2)採便後即日(2日目)回収を原則としましたか(離島や遠隔地は例外とします)	66%	242
(3)採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	65%	239
(4)★受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか※すぐ検査する場合は「はい」と回答してください。	62%	227
(5)検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか※すぐ検査する場合は「はい」と回答してください。	64%	235
(6)検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます)	66%	243
(7)★検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	67%	245
4. システムとしての精度管理		
(1)★受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内※になされましたか※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも2週間以内に通知していただければ「はい」です。	57%	209
(2)★がん検診の結果及びそれに関する情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。もしくは外注先が全て報告したことを確認しましたか ※地域保健・健康増進事業報告(注1)に必要な情報を指します。 注1 地域保健・健康増進事業報告: 全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。この報告書では、受診者数、要精密検査数、精密検査数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。	66%	244
(3)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	65%	238
(4)★自施設の検診結果について、要精密率、精密検査率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※ ※貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	54%	197
(5)★プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか	53%	195
(6)★都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	63%	233





大腸がん検診精度管理関連指標(R3-R5)

令和7年8月末現在

		受診者数				要精検者数				がん発見数				がん発見率 (R3-R5)	陽性適中度 (R3-R5)
		R5	R4	R3	3年合計	R5	R4	R3	3年合計	R5	R4	R3	3年合計		
1	村上市	5,379	5,474	5,634	16,487	376	349	466	1,191	12	12	13	37	0.22	3.11
2	関川村	521	511	533	1,565	28	26	34	88	1	1	2	4	0.26	4.55
3	粟島浦村	107	109	126	342	10	16	22	48	0	0	0	0	0.00	0.00
4	新発田市	10,521	10,836	10,512	31,869	570	546	582	1,698	26	19	19	64	0.20	3.77
5	阿賀野市	3,557	3,462	3,504	10,523	168	158	170	496	10	11	7	28	0.27	5.65
6	胎内市	2,562	2,636	2,533	7,731	144	140	144	428	5	5	6	16	0.21	3.74
7	聖籠町	1,359	1,370	1,350	4,079	75	72	74	221	3	5	0	8	0.20	3.62
8	五泉市	3,602	3,557	3,663	10,822	217	183	238	638	19	7	8	34	0.31	5.33
9	阿賀町	1,315	1,411	1,406	4,132	79	70	74	223	5	2	5	12	0.29	5.38
10	三条市	8,004	7,906	8,165	24,075	387	333	420	1,140	19	23	27	69	0.29	6.05
11	燕市	6,476	5,856	5,981	18,313	298	315	313	926	24	16	15	55	0.30	5.94
12	加茂市	3,017	3,073	3,092	9,182	151	142	178	471	4	1	7	12	0.13	2.55
13	田上町	1,263	1,147	1,131	3,541	52	63	35	150	4	8	5	17	0.48	11.33
14	弥彦村	1,072	1,069	1,068	3,209	49	60	68	177	6	3	0	9	0.28	5.08
15	長岡市	20,231	20,128	18,811	59,170	1,110	1,112	1,145	3,367	85	87	94	266	0.45	7.90
16	見附市	4,582	4,382	4,260	13,224	218	206	243	667	13	10	19	42	0.32	6.30
17	出雲崎町	539	527	491	1,557	43	32	39	114	2	1	2	5	0.32	4.39
18	小千谷市	3,432	3,573	3,580	10,585	181	199	212	592	7	11	5	23	0.22	3.89
19	魚沼市	4,255	4,338	4,319	12,912	208	241	229	678	5	16	16	37	0.29	5.46
20	南魚沼市	6,250	6,169	6,119	18,538	339	303	307	949	13	16	20	49	0.26	5.16
21	湯沢町	585	631	599	1,815	28	41	37	106	0	2	2	4	0.22	3.77
22	十日町市	5,987	6,178	6,190	18,355	318	325	326	969	18	20	21	59	0.32	6.09
23	津南町	1,077	1,097	1,086	3,260	81	55	91	227	2	1	5	8	0.25	3.52
24	柏崎市	8,284	8,094	7,796	24,174	426	450	410	1,286	21	27	23	71	0.29	5.52
25	刈羽村	387	393	391	1,171	20	24	29	73	3	0	3	6	0.51	8.22
26	上越市	14,463	13,819	12,669	40,951	739	691	638	2,068	29	53	20	102	0.25	4.93
27	妙高市	3,147	3,105	2,595	8,847	156	149	132	437	13	7	7	27	0.31	6.18
28	糸魚川市	3,202	3,099	3,054	9,355	184	161	160	505	8	9	6	23	0.25	4.55
29	佐渡市	5,543	5,652	5,483	16,678	333	345	375	1,053	12	17	20	49	0.29	4.65
30	新潟市	65,653	66,454	66,084	198,191	3,918	3,949	4,215	12,082	303	243	297	843	0.43	6.98
	合計	196,372	196,056	192,225	584,653	10,906	10,756	11,406	33,068	672	633	674	1,979	0.34	5.98